

## 第 23 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 27 年 8 月 5 日（水） 9：25～15:50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員、

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、宍戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官、野村謙一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 5：幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

（高橋部会長）昨年度と異なり子ども・子育て支援新制度が施行されている点、条例による事務処理特例制度を適用している団体が 8 市、適用に向けて協議を開始している団体が 6 市であり、2／3 以上の団体が活用に向きである点、また、提案は指定都市市長会からのものであり、指定都市全市の総意である点を踏まえれば、この段階で一律の権限移譲を行うことは十分有り得ることで、制度的環境は整っていると考えるのがいかか。

（文部科学省）施設の設置認可権者と就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づく認定の主体が異なることにより事業者の事務負担や行政手続の煩雑さが支障であるという提案団体の主張については一定の理解をしており、そのような理由から、事務処理特例を適用できる団体は進めてほしい旨の通知を行っている。

また、提案団体の資料に事務処理特例の適用状況が示されているが、既に適用している 8 市及び適用に向けて道府県と協議中の 6 市を除く 6 市について、道府県と協議が進まない要因が何かあるかもしれないため、よく確認する必要がある。

（高橋部会長）事務処理特例と法律による権限移譲は全く制度が異なり、財政措置の面や移譲を受けた地方自治体側の主体性も随分と異なるので、権限移譲の体制が整いつつあるこの段階で、一律の権限移譲を検討いただくべき。

（文部科学省）高橋部会長の御指摘はもっともで、提案団体の示している権限移譲を求める理由は当然納得できる内容が含まれている。また、法律による権限移譲と事務処理特例では意味合いが異なり、さらに政令市の権限や役割を強化し、自己の責任を高める必要性は認識している。

一方、繰り返しになるが、我々としても事務処理特例の適用が進んでいない団体の状況を、新制度の円滑な実施という観点も含めてよく確認する必要があると考えている。また、一律の権限移譲を行うのであれば、関係者の合意を得た上で行うべきであり、その辺りをよく見極めたい。

（大橋構成員）法律が施行されてからこの短期間の間に、20 市中 14 市が事務処理特例制度の適用に向けて動いているという事実は、それだけ需要があるということ。これだけの需要がある中で、さらに協議に時間を要するというのは、非常に時間の無駄である。

協議中及び協議開始に向け調整中の道府県の意向は調査しているか。他の 14 市が進めている状況にあっては、単に道府県と指定都市との当事者間協議に任せるのではなく、主務官庁としてきちんと調査する必要があると考えるがどうか。

（文部科学省）御指摘の通りで、現実に制度化に向けて検討していくとなると、道府県と協議中の 6 市及び協議開始に向けて調整中の 6 市に対し、移譲の意向、道府県との考え方の相違、新制度の施行の状況、さらには各道府県及び政令市の私立幼稚園団体との調整状況について、よく確認を行い、権限移譲の環境が整っているか見極めることが必要である。

(大橋構成員) 事務処理特例ではなく、法律による権限移譲を望むことの一番大事な理由は、指定都市が主体性を持って基準設定等を行い、戦略的かつスピーディな総合利用調整により、親の期待に応えられるような行政を行いたいということだと思ふ。それに応えるために透明性が高く、概観性のある仕組みを主務官庁として制度的に設計するのであれば、事務処理特例ではなく法律による権限移譲が望ましいと考えるがいかがか。

(文部科学省) 提案の趣旨を十分受け止め、個別の指定都市及び関係道府県の意向を見極めながら対応したい。

(内閣府) 文部科学省の審議官から発言があったとおりである。とにかく新制度の地方自治体の事務負担は相当大きいものになっているため、その観点からも状況を確認し慎重に対応したい。

(厚生労働省) 新制度による地方自治体の事務負担が大きくなっているという話を聞いており、安定的な運営には至っていない状況である。まずは少し落ち着いた状況を地方自治体の中で作ることが優先で、もう少し状況を見させてほしい。

(伊藤構成員) 事務局からの情報によれば、全国知事会からも、この提案を踏まえ指定都市に権限移譲すべきだという意見が出ているようなので、道府県も積極的に捉えているのではないか。

恐らく、道府県も事務処理特例条例を改正するより、法律による権限移譲を行うという方針を固めてしまったほうが楽と考えているのではないか。また、指定都市が効率的、戦略的に待機児童対策を行えば道府県としてもメリットがあると考えていると推測できるため、むしろこの段階で法律による移譲に踏み切るべきである。

(三宅次長) 全国知事会の意見については、昨年度の提案募集で出された同提案に対して、指定都市に移譲すべきであるという見解が示されたものである。

(高橋部会長) 全国知事会が指定都市の意向を踏まえて移譲すべきであるという明確な意見を出している以上は、そこを尊重していただくのが分権の立場だと考える。また、一般市町村で新制度が施行されて混乱しているのは分かるが、行財政能力が非常に高い指定都市であれば、きちんと権限を受けてもらう方向で制度を仕切っていくことが新制度を全体として円滑に運営する上でむしろプラスになると考えるがどうか。

(文部科学省) 全国知事会、指定都市市長会の意向を尊重しなければならないということは、当然の認識である。ただし、個別の状況も一方でしっかり確認しなければならない。

新制度の円滑な実施という観点では、私立幼稚園が新制度の枠組みに移行した割合はまだ23%で、現在、各地方自治体でそれぞれの事情に基づく子育て支援策、幼児教育の振興策、待機児童解消策に取り組んでいるため、そこをよく確認しながら対応したいというのが我々のスタンスである。

(内閣府) 基本的に文部科学省と同じ考えである。

(厚生労働省) 先ほどの話のとおり、私立幼稚園が新制度に移行するかは、まだ非常に流動的であり、行政側の主体を短期間で変えることはあまり好ましいことではなく、少し様子を見て対応していただくことが望ましい。御配慮いただきたい。

(高橋部会長) 既に14市が事務処理特例の適用に向かっているという段階で、行政主体が変わることの混乱がどの程度あるのかについて、率直に言って私にはよく理解できない。

(厚生労働省) 行政と対峙する私立幼稚園側の混乱のことも考えなければ、うまく移行が進まないため、もう少し時間的余裕を見て物事を考えていったほうがいいのではないか。

(勢一構成員) 提案募集方式は、地方自治体が具体的な事例、実務の現状に基づいて、きちんと意見集約をした上で提案がなされる仕組みである。今回の提案についても、課題を解消するためには権限移譲が必要であるということで、2年連続で提出されたものであり、非常に重い意思表示である。

今度は国の側から、今の段階でできないのであれば、なぜできないかという点について、提案団体が理解できるような具体的な説明をお願いしたい。

(文部科学省) 御指摘の点はよく理解している。そのような意味においても、個別の地方自治体及び幼稚園の関係団体等の考え方などもよく確認しながら、もし支障があるのであれば我々としても検証していかなければならない。

(高橋部会長) 推進する立場として、指定都市と積極的に協議を進めてほしいという考え方はできないか。

(文部科学省) まずは、事務処理特例の活用が進んでいない理由について、現状把握をしなければならぬ。逆にそのことが、通知のフォローになると考えており、そこに支障が無いことが確認できれば、提案団体の意向を受けとめながら進める。

(高橋部会長) 指定都市が自ら基準を作れるということが制度の意味であるため、道府県との間で、新制度に関

する考え方が若干ずれていることで協議が整わないということはある話である。ただし、道府県が難色を示しているからといって権限移譲の条件が整っていないということは、少し筋が違う話であり、道府県の意見というよりは、保育園や幼稚園等の考え方をきちんと見ていただくことが重要である。道府県が難色を示しているからということでは物事が進まないため、そのところは調査方法も考えていただければ有り難い。第2次ヒアリングまでにはその結果を出していただければということではよい。

(文部科学省) そのように対応したい。また、高橋部会長がおっしゃるとおり、道府県だけの意向ではなく、権限移譲したとしても道府県との関係が残る私立幼稚園などの事業者、利用者という観点でしっかり確認をしたい。

(大橋構成員) もし支障があるのであれば、2次ヒアリングまでに具体的で合理性のあるものを出していただきたい。地方側から具体的な課題が出され、その方向で体制が動いているため、それをストップさせるということであれば、それなりに具体的で重みのある事実を提示いただきたい。

<通番 11：農業振興地域に係る見直し(山林・原野化した耕作放棄地の除外を軽微な変更追加)(農林水産省)>

(高橋部会長) 山林化した土地の除外は基礎調査を経ることなく手続が可能という見解をいただいたことは、提案団体にもプラスになり、感謝申し上げたい。ただし、提示された農業振興地域制度に関するガイドラインを見る限り、提案団体の解釈もやむを得ないと思われる。提案募集では対応方針を年末に閣議決定する予定としているが、ガイドラインを見直すに当たっての日程感覚を御教示いただきたい。

(農林水産省) 第5次分権一括法で農振法及び農地法について見直しを行っており、来年4月1日の施行までに、今回の提案事項も含め、諸々の政省令、通知を改正していく。閣議決定については、最低限、通知の発出をするということに記載することになると思う。

(高橋部会長) ガイドラインについては事務局とよく相談いただきたい。

次に、軽微変更での対応については、提案団体からも幾つか支障事例が出ており、例えば異議申立ての手続について、土地所有者は自ら非農地証明を求めることが可能で、また市町村農業委員会が非農地と通知する場合にも意見を言うことが可能な中、なぜ異議申立てが必要なのか。

(農林水産省) 非農地証明は山林化した農地を農用地区域から除外するために必要ということではなく、一種の行政サービスで行っているものであり、当該証明がなくとも山林化した土地の除外は可能である。除外に当たっては、法令上、土地所有者からの異議申立ての機会を確保する必要がある。

また、当該計画は市町村の農業の方向性を示しており、土地所有者だけではなく近隣住民からも広く意見を聴く趣旨から、異議申立てや縦覧の手続を置いているところである。

(高橋部会長) 異議申立ては近隣住民であれば誰でも認められるのか。

(農林水産省) 農業振興地域整備計画案の縦覧期間であるおおむね30日間は、市町村住民であれば意見の提出ができ、縦覧期間の満了後の15日間は、農用地区域内の農用地等の使用収益者から異議申立てができる。

(高橋部会長) 農業の食料需給を確保し、優良農地をきちんと残すための重い手続という点は理解するが、もはや山林化した土地まで同様の手続を経る必要があるのか。市町村にとっても負担がある手続であり、手続を踏まない結果、山林化したのに農用地のまま残置される状況もあると聞いている。山林原野化した土地が不可逆的な場合、計画を実態に合わせるという点においても手続を簡素化できないか。

(農林水産省) 30日間の縦覧の規定は、住民自治の観点から、平成17年に農業振興地域の整備に関する法律の改正の際に追加されたものである。不可逆なものについては簡易な手続によるべきとも考えられるが、逆に、そもそも山林化した土地が不可逆か否か、どこまで住民の意見を聴取するのが適切なのか、適切に行政が判断できるのか、ということもある。むしろ淡々と縦覧及び異議申立ての手続で住民の意見を聞くことが適切と考えている。

(大橋構成員) 現行の軽微変更は基本的な計画に係る方策の変更にあたらないという整理の一方、山林化した土地については、提案団体提出の資料を見る限り、とても耕作地になるとは思えない。

現場では、農用地であるが故に間伐の助成金が出ず、間伐が進まない結果、山林化した土地が全国に相当数増え、農業政策として山林地をどう管理するか、農政と山林行政について非常に大きな問題提起がなされている。

客観的にある程度判定ができるという手続があれば、住民の意見によりその判断がひっくり返るとか、農用地として使用したい者からの異議は一般には想定しがたいが、制度上農用地区域の場合でも、黙示的には農用

地区域外であるということであれば、少し簡略化した手続を設ける必要があるのではないかと。(農林水産省) 林野庁に確認したが、農用地区域であっても地域森林計画をかぶせることは可能であり、可能ならば農用地区域から除外してほしい旨お願いをしているが、制度上、現況が山林で地域森林計画の対象民有林であれば農用地区域内の山林化した土地についても助成金は出るとのこと。そのことを全国に周知することが望ましいということであれば、林野庁と協議が必要だが、一方策としてあり得ると考えている。

山林化した土地の除外は都道府県知事との同意協議もスムーズに進むと思われ、それだけの変更であれば、2ヶ月から3ヶ月で除外が可能であり、淡々とこの手続を経ていただくのが、一番軽い手続であると考えている。(高橋部会長) 農業振興地域整備計画の変更手続の前に何か手続はあるのか。

(農林水産省) 法律上、公告・縦覧から始まるが、都道府県知事の同意を得られることを確認するため、都道府県と事前の調整を行うことはある。

(高橋部会長) 第2次ヒアリングまでに、客観性を保ちつつ、手続が簡素化される制度を検討の上、回答いただきたい。

(農林水産省) 検討はする。繰り返しになるが、一連の手続が、住民の意見を聞くことがそんなに負担なのか。

(高橋部会長) 負担だと思う。

(農林水産省) それは地方自治、住民自治の観点からどうか。縦覧及び異議申立ての45日間を経ることと、それとは別に様々な確認をすることと、どちらが負担として軽いのかは比較衡量の問題と考える。

#### <通番 24\_ア：漁業関連融資手続の見直し（農林水産省水産庁）>

(高橋部会長) 宮崎県の資料では申請の51%について承認が必要となっている。全国の数値と宮崎県の数値がかなり違うということは、もともと全国的にばらつきがあるのではないかと。各県の漁業形態によって、規模は違って然るべきであり、一律の基準を設けることに問題があるのではないかと。

(農林水産省水産庁) 20トン未満の漁船については法定上限が9,000万円となっており、大きな船であれば高い法定上限を定めているところ。

(高橋部会長) 規模と言ったが、それは漁業形態によって必要となる資金も違って然るべき、ということ。必要となる資金が各都道府県でばらつきがある、という状態はあり得ると考えるがいかがか。

(農林水産省水産庁) 各都道府県で、ある程度の差があることは認識している。宮崎県の他にも、例えば北海道のサンマ漁業など、いくつかの県で法定上限を超える場合があるが、全国的に見ると、20トン未満の漁船で大臣承認が必要となる事案は多くない。直近では、平成25年度で10/1009、平成24年度で4/981、平成23年度で5/852、平成22年度で4/968となっており、1%にも達していない状況。

(高橋部会長) 審査基準を明確化することで届出制に移行等できないか。

(農林水産省水産庁) ガイドラインで審査基準を示しているが、これをより詳細に示すことについては検討の余地がある。

(高橋部会長) ガイドラインを詳細化した上で届出制に移行するという検討をしていただきたい。また、都道府県が行う利子補給については、既に一般財源化されており、なお国が関与する必要性は何か。

(農林水産省水産庁) 届出制にすると、都道府県間での公平性が担保されないおそれがあり、場合によっては法定上限を設けている制度の意味がなくなるので難しい。なお、平成17年に税源移譲は行っているが、これはこれまでどおりの漁業近代化資金制度の枠組みが維持されるとの前提の下で実施したもので、完全に都道府県に制度を委ねたものではない。

(高橋部会長) 届出制ということであれば、必要な情報は国に入ることになる。問題があれば是正勧告を行う等、事後的な関与の仕組みに変更することは可能ではないか。

(農林水産省水産庁) 事後的な関与となると、融資後に是正の指示を行うことになり、漁業者の経営に深刻な影響を与えることから、事実上不可能。融資が適切かどうかについて事前に審査できる仕組みが必要である。

(高橋部会長) 審査基準を明確化することで、融資の合理性については県で判断ができる。事後的に関与しななければならないような問題事例は起こらないのではないかと。

(農林水産省水産庁) 審査期間を短縮することで、県や漁業者の支障はかなり解消できると考える。加えて、都道府県が判断しやすいよう基準を詳細化することを検討する。

(高橋部会長) まず、一般財源化され、自治事務となっているなかで、国の承認制度を設けているのは極めて異例。そういう意味では、この承認制度については、全体の枠組み自体が突出しているのではないかと、その認

識は持っていただきたい。

また、宮崎県のように融資の半数以上に承認申請が必要になっている県については別の基準を設けるといった対応も考えられ、2次ヒアリングまでに検討していただきたい。

(農林水産省水産庁) 届出制とし、事後的に関与する、という対応は難しいと考えている。主に承認手続の迅速化で負担の軽減を図りたい。

(高橋部会長) 仮に、届出制への移行が出来ないのであれば、県の特性に応じた審査基準を設ける、もしくは上限を引上げることが必要であると考え。この点について、2次ヒアリングまでに真摯に検討していただきたい。

(農林水産省水産庁) 審査期間の短縮、審査基準の明確化については検討する。

(高橋部会長) 審査基準については、県の事情に応じて使いやすいように変更することに向けて検討をする、という認識で良いか。

(農林水産省水産庁) はい。

(野口構成員) 漁船への融資状況については各県で差があり、特例承認の割合が全国的には1%という数字については、承認を存置する根拠とはならないと考える。ばらつきがある都道府県のニーズに対応するにはどういった基準が必要かという視点で検討をお願いしたい。

(野村参事官) 審査基準の明確化という部会長からの指示があったが、それは廃止あるいは届出制に移行することを視野に基準の明確化・詳細化を図れないかを求めるという理解で良いか。

(高橋部会長) はい。上限を廃止できないのであれば、各県の実情に合わせられる基準を検討していただきたいということ。

(大橋構成員) 一般財源化されてなお国の関与が残る必然性については明確な回答をお願いしたい。

#### <通番 24\_イ：内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止（農林水産省水産庁）>

(大橋構成員) 規則改正にかかる期間について、標準事務処理期間は30日とのことだが、鳥取県からは約1年かかっていると報告がある。事前相談なども含めた全体の期間で考える必要がある。

(農林水産省水産庁) 事務の流れとしては、まず電話で相談を受け、提出書類を依頼する。書類としては新旧対照表や改正理由、またそれを裏付ける資料などを求めている。国としては相談を受けた際は可能な限り迅速に対応しているところ。ご指摘では、事務的な取扱いで、結果的に審査に長期間を要しているとのことなので、都道府県にとって具体的に何が負担になっているかは調査する。

(大橋構成員) 形式的な所要期間ではなく、規則改正の手続による実際の負担について検討していただきたい。

(野村参事官) 配布した資料の参考資料1の36ページに鳥取県が示している具体的な手続の流れが記載されているので参考にいただきたい。

(高橋部会長) 大橋構成員がご指摘のとおり、現在の規則改正に必要な手続による負担はかなり大きいものになっている。その点についてはどう考えているのか。

(農林水産省水産庁) 県の担当者は技術職が多く、法令的な手続には慣れておらず、丁寧な説明をしてやり取りを行っている結果、期間が長くなるということがある。他県の例では3ヶ月未満で済んだものもある。

(高橋部会長) 様々な事情があるにせよ、地方に負担が生じているという現状は御認識いただきたい。

その上で、認可による関与が適切かどうかという論点もある。遊漁規則を定めるには都道府県の認可が必要となっているところ。また、都道府県は、内水面において漁協等に対して増殖義務を課しており、更に、漁協等が当該増殖義務を怠っている場合は都道府県が増殖計画を定めることになっているなど、内水面においては漁業調整規則以外にも、都道府県が資源管理を行う制度があるにも関わらず、規則改正については大臣認可を必要としていることは過剰な関与ではないか。法定受託事務であれば是正の指示も可能であり、規則改正に大臣認可は不要と考えるがいかがか。

(農林水産省水産庁) 漁業調整規則の制定が法定受託事務となった根拠は、水産動植物が行政区に関わらず移動するという点。現在、日本には淡水魚と言われている魚種が180種生息している。そのうちの100種類は河川と海を行き来する。この点を考えると国が都道府県ごとの漁業調整規則の内容を確認し、認可をすることが妥当である。

海の資源、川の資源は事後的な対処では取り返しがつかなくなる場合がある。現在は特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律で規制されているが、仮に、ライギョやブラックバスのような外来生物

を単独の県の判断で放流してしまうと、事後的な是正措置では手遅れになる。

(大橋構成員) 提案団体としては、規則改正にあたっては形式的な審査しか行われていないと考えている。規則改正の具体的な折衝過程や指示の内容を説明いただきたい。

(農林水産省水産庁) 例えば、隣接する県間での採捕できる貝の体長制限等についての指導や、県境をまたぐ河川にかかる規制の統一を図っている。

(高橋部会長) そういった内容であれば、基準の明確化と是正の指示で十分ではないか。

(農林水産省水産庁) 水産資源保護のため、都道府県間の規則の整合性を調整しなければならず、国の認可は必要である。

(高橋部会長) 内水面漁場管理委員会は県に設置されているのか。

(農林水産省水産庁) 各都道府県の内水面漁業に関する行政委員会である。

(高橋部会長) 規則制定にあたって当該地域のことだけでなく全体に配慮した規則を定めるよう基準に明記すればいいのではないか。

(農林水産省水産庁) 当該県の漁業者にとっては妥当でも、隣接する県には非常に不利益になる場合があり得るので、国で認可をすることが適当であると考えます。

(伊藤構成員) 内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会が別立てで設置されている意図は何か。

(農林水産省水産庁) 主たる業務の違いから別の組織になっているが、調和を図りながら運用している。

(伊藤構成員) 提案の趣旨とは異なるが、水産資源が海でつながっている、ということであれば一本化すれば良いということにはならないか。

内水面に関する規則の改正の趣旨や結果について、国として把握することは必要だと考えるが、認可まで必要なのか。繰り返しになるが、一県で完結する河川に係る漁業調整規則の改正案が提出されたときに、公益的な観点から具体的にどういった意見を出しているのかを示していただきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに、仮に認可が廃止できないのであれば、その場合の支障事例など、根拠を具体的に示していただきたい。

(大橋構成員) 国の認可が必要な理由として、規則の中で罰則を定めることができることもあげている。法で上限が定められており、そのことをもって認可が必要とはいえないのではないか。

(農林水産省水産庁) 罰則については漁業法で定められており、漁業調整規則については、6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金等が科せられることになっている。本来は国で行うべき内容について、各県ごとに魚種が異なることから、法定受託事務として県が事務を行うこととなっている。

(小早川構成員) 法律の委任が無くとも、地方公共団体には一般に罰則制定の権限がある。罰則があることをもって国の認可が必要とはいえないのではないか。

(農林水産省水産庁) 漁業調整規則における罰則は漁業法に定められており、県独自で行うものよりも重い罰則が適用できる。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに、仮に認可が廃止できないのであれば、その場合の支障事例など、根拠を具体的に示していただきたい。

#### <通番 24\_ウ：漁業における出漁時の届出等手続の簡素化（農林水産省水産庁）>

(高橋部会長) 届出内容の一覧表方式への変更と、漁船原簿謄本の省略については前向きな回答をいただいております、その点は評価できる。「内容が担保できれば」とはどういう意図か。

(農林水産省水産庁) 届出については現在記載されている内容が変わらなければ可能である。漁船原簿謄本については登録内容が変更された場合には届出内容に反映してもらえれば問題ないということである。

(高橋部会長) 閣議決定の際には、届出様式を改正できる旨盛り込む、という認識で良いか。

(農林水産省水産庁) はい。

(高橋部会長) 実績報告の内容について、地域漁業管理機関に報告する必要があるとしているが、その条約上の根拠、条約により国際法上、履行義務が拘束力ある形で課されているのかを示していただきたい。

(農林水産省水産庁) 承知した。

(大橋構成員) 漁獲成績報告書を見ると、かなり細かい内容を報告することになっている。どういった根拠で現在の項目が必要になっているのかを専門部会として明確にしたい。

(農林水産省水産庁) かつお・まぐろ類は国際資源であり、科学的根拠に基づいた資源管理が行われている。そ

のデータの元となるのが、漁獲情報である。いつ、どこで、どんな魚種が漁獲されているかが重要な情報になる。

現在の項目は届出漁業だけでなく、許可漁業についても同じ様式で報告させており、そのデータを元に国際的な資源管理が行われている。

(高橋部会長) 国際法上の義務の履行については、各国でもそれぞれ対応が異なるのではないかと考えられ、実績報告の方法について、義務履行があるのかどうか、確認させていただきたい。

<通番 30：複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（農林水産省）>

(高橋部会長) 検討に当たっては、基本的に移譲することが前提か。

(農林水産省) 1月に閣議決定で約束したとおりであるし、去年のヒアリングの時から移譲することは前提。その上で、連携の規定等を置く必要があるのか、検討を進めている。

(高橋部会長) 連携規定を置かないこともあり得るのか。

(農林水産省) 連携規定については実態を調査中。全国中小企業団体中央会から従たる事務所の事務の内容等についてもヒアリングをした結果、意外と従たる事務所の数も多くなく、行っている事務もかなり軽微なものが多いという実態も分かってきた。

現段階では必ず連携規定を置かなければいけないのか、まだ検討しなければならないが、どういうことが必要なのか、都道府県の御意見も聞きながら、最終的に移譲したい。

(高橋部会長) 旧地方厚生局の事務・権限の移譲については、都道府県に域外権限のみ与え、それ以上の義務付け・枠付けは行っておらず、積極的な根拠がなければこれに準じた形で検討いただきたい。

(農林水産省) 旧地方厚生局所管の事業協同組合等の従たる事務所数が違うのではないかという問題意識もあり、連携規定の必要性も検討したが、実態を踏まえ、両者に違いがなければ、旧地方厚生局の事務・権限の移譲と同様の方向で検討することになる。

(高橋部会長) 昨年、他方の例として特定非営利活動促進法を出していただいておりますが、同法には国の並行権限が付与されているが、本権限移譲については、並行権限は考えていないという理解でよいか。

(農林水産省) はい。都道府県間の連携規定を検討している。

(高橋部会長) 次の2次ヒアリングまでに結論は示せるか。

(農林水産省) 示せるよう努力はする。今年12月の閣議決定に盛り込めるよう対応していきたい。

<通番 6：病児保育事業に係る看護師等配置要件の緩和（内閣府、厚生労働省）>

(高橋部会長) 基本的には対応可能との回答であると理解しているが、補助要綱から直接読み取れず、事業者には分かりづらいことも考えられるため、どこまで可能なのかという線について、何かしらの形で明確にさせていただくことが重要と考える。できれば、2次ヒアリングまでに通知の案等をお示しいただく準備をしていただきたい。

(厚生労働省) 高橋部会長がおっしゃったことも含め、周知徹底は非常に大事だと認識しているので、検討してみたい。

(高橋部会長) その際に、実は提案団体からは、需要がある時に限り、日当を支払ったり、非常勤の形で職員を配置するということもあり得るのではないかと意見が出されているがどうか。

(厚生労働省) 現行の応用編だろうと考える。ただし、必要がある日に、別の用事があって行けませんということがあっては事業の実施が困難になるので、どのような体制を組んでおけばよいかという点を含めた検討が必要で、議論をさせていただきたい。

(高橋部会長) その他にも、提案団体から、保育士1名以上を含む施設職員が複数いれば、必ずしも看護師の常時配置は要らないのではないかとという提案もあったがどうか。

(厚生労働省) それは困難である。病児保育事業は、お子さんの状態が結構変化するので、アレルギーや極端に言えばアナフィラキシー症候群のようなショック症状も起こり得るので、専門の方がいないと親御さんも不安だと思う。この事業の意味合いは看護師がいるところであって、診療所や病院に併設されていることに大きな意味があると考えている。

(高橋部会長) 反対に、中山間地域において保育士が不足している場合がかなりあるので、そういう意味では看護師資格がある方がいれば、保育士の常駐は不要ではないか。保育に関する研修を受けた看護師資格を持った

方で良いのではないかという意見も出されたと聞いているがどうか。

(厚生労働省) 昨年度の提案内容とも関わってくるが、結局、病児・病後児保育といっても保育には変わりなく、熱を出しているお子さんでも結構元気で、保育所と同じ保育を行う必要がある。ただし、先ほど申し上げたとおり、常にいなければならないという話になると、お子さんが誰も来ていないのに常駐しなければならないというのは、さすがに運営上問題で、非常に採算が合わないという意見もあるので、そこは弾力的に行うことを考えている。

(高橋部会長) その場合に、保育士資格を有した方で、現に保育所に勤めていない方を非常勤で雇うことはあり得るか。

(厚生労働省) それは構わない。

(三宅次長) ヒアリングの際には、提案団体から貴省に問合せをした際に否定的な回答だったということを知っているので、今後の照会対応の際は御留意いただきたい。

(厚生労働省) 認識のすれ違いがあったのかもしれない。我々の説明が不十分だったと理解している。

(大橋構成員) 補足だが、本日の審議官の御説明で病児保育事業については弾力的に対応するような性質のものであるということだったため、補助要綱等の明文化を検討する際に、そのような柔軟な対応が可能である旨のゆとりのようなものを読み取れるようにしていただくと、地方自治体職員が相談に行く気がして良いと思う。

(厚生労働省) 大橋構成員の御指摘のようなことも含め、どのような工夫ができるか、具体的にどのような周知ができるかも含めて検討させていただく。

(高橋部会長) 非常に前向きな回答をいただいた。今後もよろしく願いたい。

#### <通番7：朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 提案団体の提案趣旨だが、実は、今回発出された事務連絡による特例の単純な延長だけではなく、朝・夕の時間帯について、2人以上複数配置されている保育士の半分以上を有資格者でない者で代替することを認めてほしいということである。その上で、1年度限りの措置ではなく、例えば3年など複数年度の措置をお願いしたいという趣旨であるがどうか。

(厚生労働省) 朝・夕についても、日中と同じように子供の数に応じて最低基準は守ってほしい。ただし、例えば夜は子供が徐々に減っていくので、最後まで最低基準の2人を維持させるのは厳しすぎるという考えによる対応である。

また、朝・夕というのがどの範囲かというのは実は状況によるところがあり、すぐに子供がいなくなる場合、いつまでも子供を預かっている場合があるが、その場合も子供の人数に応じた基準通り保育士を配置するということは変えられない。

恒久措置を行うかについては、我々もよく実態を把握した上で検討したい。また、正規の保育士が休む時間も必要なため、朝・夕の時間帯や特定の限られた時間で徐々に子供が減っていくような時間帯に2、3時間程手伝ってもらうという形で、パートの保育士のような短時間保育士の活用も認めているところである。地方自治体によっては活用が進んでいないケースもあるため、紹介させていただく。

(伊藤構成員) 恐らく、提案団体では短時間勤務の方を確保するのも困難であるという状況である。また、先ほどもあった通り、朝・夕とはどの時間帯を指すか、また、児童が少数であるということがどのような意味を持つかという点をもう少し明確にいただけると、もう少し弾力的に解釈する余地を広げられるのではないかと。

(厚生労働省) 御指摘は理解できるが、朝・夕の時間帯がいつかは保育所の親による送迎の状況等によっても大きく異なる。また、保育士の配置数については明確であり、子供の数が配置基準で定める数を下回っている場合に、保育士が2人いる必要はないという趣旨である。分かりづらいということであればもう少し明確にすることは必要である。

(伊藤構成員) 朝・夕の時間帯について瞬間瞬間では場合によって、子供と保育士の数が基準に合わない状況も起こる可能性があり、提案団体の場合は、流動的な時間帯に常時基準を満たすことがかなり難しいという状況の中で、弾力的に考えてほしいという趣旨である。

(厚生労働省) 我々としては配置基準は守ってくださいとしか言えない。一つ一つの運営の仕方を細かくチェックしているわけではないが、常時標準数を下回っている状態が続いているような状況は問題である。

(高橋部会長) 提案団体がこのように提案している背景には、日中の保育のあり方と朝・夕の流動的な時間帯の保育のあり方はだいぶ質が異なるのではないかとという考えがある。朝・夕の時間帯は、いわゆる預かることが

主目的の保育のため、日中とは異なる保育士の配置の在り方を検討してほしいということだと思いがどうか。  
(厚生労働省) 保育士の配置基準については、今後、特に中山間地域などで小規模な保育がどんどん増えてくると考えられ、そのような形態の場合、フルで保育士だけを配置しなければならないということは難しいと認識している。そのような意味で、子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業を創設し、小規模保育にA型、B型、C型との類型を設け、B型については2分の1は保育士でなくても良いという仕組みとしている。そのようなものを上手く活用しながら行うこともあり得るのではないか。

また、我々として保育士確保にも取り組んでおり、現在37万人程度の保育士を平成29年度末までに46万人程度に増やすことを目指している。したがって、個別ケースだけに着目するのではなく、全体の中で、保育士確保を推進する中で解決できればよい。保護者の方々は保育所の質を最も大切にされ、我々はそれを守る立場にあるため、御理解いただきたい。

(大橋構成員) 提案団体の提案は新しい問題提起もしている。昨今、親御さんの就労時間が長くなり、預ける時間が長くなる一方で、保育士の希望する勤務時間は日中に集中し、朝・夕の時間帯は確保しづらい。結局、正規の保育士がカバーすることとなり、結果として、正規の保育士がくたびれてしまい、保育の質が下がるという結果を招いている。

このような状況もあるため、今回の保育士2人のうち1人のみ有資格者で良いということを等倍した形で、少し緩やかに設定できれば、ローテーションの厳しさによる離職等を避けられることも考えられるが、何かこのような状況への対応を提示いただけないか。

(厚生労働省) 御主張はよく理解できる。勤務状況により他の保育士にプレッシャーがかかり、全体として逆に質を落としてしまうという話はよく耳にする。我々としてもどのような対応ができるか考えなければならないと認識している。一方、保育士を減らしてまで行うかという点、保育所の事故も相変わらず減らず、それが起こっても仕方がないというわけにはいかないため、我々として今の時点で保育士を減らす方向にかじを切れる状況にはない。

ただし、保育士の負担軽減をどうするか、また、朝・夕は保育士がいないため預かれないという状況をどうするかという点については、我々として何らかの措置や対応を検討しなければならないと認識しており、先ほどの小規模保育や一時預かりなど色々なものを組み合わせて対応せざるを得ない面もあるが、それを含めよく検討したい。

(高橋部会長) 先ほどの小規模保育のB型はどのような基準か。

(厚生労働省) 保育士は基準の2分の1以上で良く、保育士以外の者は必要な研修を受講することになっている。

(高橋部会長) 地方自治体が設置するに当たって、通常の保育所と異なる要件はあるのか。

(厚生労働省) 面積要件は認可保育所と変わらないが、人数が少ないため、規模が小さくなるという程度である。

(高橋部会長) B型は小規模でないと認められないということか。

(厚生労働省) おっしゃるとおり。

(高橋部会長) 要は提案団体の話は、B型が制度化されているのだから、朝・夕の時間帯に限り、大規模な保育所であってもこの基準で認めてくれないかという趣旨であるということか。

(厚生労働省) 恐らくそうではないか。

(大橋構成員) B型が10個あるというような認識を持ってほしいということか。

(厚生労働省) B型は一応、通常の保育所と同じA型に移行する中間形として認めているもので、できるだけA型に移行してもらうことが本来の政策方針である。

(高橋部会長) 提案団体でもかなり努力をしているため、将来的には完全なものを目指す前提で、中間形を認められないか。事務局から、提案団体の取組について補足はあるか。

(三宅次長) 短時間勤務の活用もしているが、やはり朝・夕の時間に働いてくれる方が少なく、正規の保育士に無理をしてもらっているという状況を聞いている。

(厚生労働省) 我々も提案団体に状況をよく聞いてみる。どのような工夫ができるかは、個別の様々な事情を把握した上で話しているわけではない。

(大橋構成員) これから特例の具体的な検討をされる中で、B型にヒントを得て、保育士以外の者で研修を経た方を配置するという点で、これの相似形の少し大きなものとして制度設計をしてほしいという提案だと思う。

(厚生労働省) それを含めて提案団体にお聞きする。特例の通知は、代替者の条件について強い規制をかけたら意味が無くなるため、あえてぼやっと書いており、あとは市町村の判断で行ってほしいということで、研修を

受けることも必須としてない。どちらがいいのかということもある。どちらを望んでいるかについてもよくお聞きしてみたい。

(高橋部会長) おっしゃるとおりである。特例の恒久化ということもあれば、長い時間をかけてしっかり検証をしてもらうということもある。さらには、B型を参考にして、特に厳しい地域については暫定的な形で認めるなど、色々と作業をしていただき、それを踏まえて第2次ヒアリングをよろしく願いたい。

<通番 25：生活保護事務に関する規制緩和（厚生労働省、法務省）>

(ア 生活保護受給世帯に関する代理納付事由の対象拡大)

(高橋部会長) あらかじめ同意があれば、病気や障害がある方についても代理納付可能ということは、法制的に徹底するような措置や運用上の周知措置というのはされているのか。

(厚生労働省) 被保護者の中には、障害など複合的な困難を抱える方がいるので、そのような方に対して、自立支援プログラムを策定して、総合的な支援をしていただきたいということは、いろいろな機会を捉えて、徹底をさせていただいている。その結果、かなり多くの自治体でこういった取り組みがされているので、豊田市にもそれをしていただくというのが第一段階ではないかと思う。

(高橋部会長) 病気や障害の方について、自立支援プログラムというのは何か意味があるものになるのか。

(厚生労働省) 保護金品だけを渡して、後は御自由にどうぞというだけでは、なかなか自立に向けた支援ができない家庭が増えているので、総合的な支援を生活保護と組み合わせて行うということが自治体で実践されているところ。

(高橋部会長) その中には、病気や障害の方について、同意を得た形で自治体が代理納付するということがプログラムの中に入っているということか。

(厚生労働省) 入っているし、現にそれを実行している自治体は多数ある。

(高橋部会長) それはプログラムの実施要項などに明記されているということか。

(厚生労働省) プログラムの実施要項自体に詳細に書いているというわけではないが、現在の運用の中でやっていただけるという趣旨。それを超えて、豊田市の提案のように法令上措置をするということになると、被保護者の意思に関わりなくできてしまうので、被保護者の権利の保護という観点から、国会等でも慎重な御議論がある。

(高橋部会長) 自立支援プログラムの中にメニューがあって、その中に明確に位置付けられているということであれば、かなり周知が図られていると言えるが、そこが漠然としていると、なかなか自治体としても支援が難しいと思うので、プログラムの実施要項などを示して対応可能と明示してほしい。

(厚生労働省) 確認した上で、示せるものは示し、足らざるところがあれば手を打っていききたい。

(高橋部会長) 生活保護費の自立的な処分権の確保ということが重要だということは理解するが、一方で、生活の基盤が失われるということが、究極的な保護の目的にそぐわないということなので、家賃や共益費等については代理納付が認められていると理解する。この意味では、電気、ガス、水道なども基本的には同じなのではないかと考えており、家賃等と同じような形で考えていただくというのは可能ではないか。

(厚生労働省) 住宅扶助の場合は、家賃相当額そのものを渡す給付形態になっているため、意思に関わりなく代理納付しても被保護者の権利を欠くということはないだろうという相違がある。

(野口構成員) 共益費はどうか。

(厚生労働省) 共益費については、家賃だけ代理納付をするというのは形式的、硬直的で、共益費は家賃に必然的、随伴的に付随するものなので、被保護者と家主さんとの双方の利便を考えた上で権利の侵害というものに当たらないということを踏まえ代理納付の対象としている。

(高橋部会長) 住宅扶助費の中に共益費は含まれているのか。

(厚生労働省) 住宅扶助の中には含まれていない。生活扶助の一部だが、ライフラインの料金と違うのは、共益費については、事前の取り決めがあって、額も決まっているということ。また、住宅扶助について代理納付を認めているということからすると、必然的に随伴する共益費を別にするということが、家主や被保護者の利便性から言っていかがなものかという趣旨も踏まえ代理納付の対象としている。それに加え、共益費を代理納付の対象としたとしても、被保護者の権利侵害に当たらないという議論もあり、代理納付の対象として認めているところ。

(高橋部会長) 生活にぎりぎり必要な電気、ガス、水道というのも定型的な性格はないか。

(厚生労働省) ライフラインの料金は、使用量によってかなり変動する。法制論を離れて実務的に考えてみても、電気、ガス、水道の事業者から情報を得なければならないと思うが、これは個人情報そのものなので、別途クリアしなければいけない問題もある。

電気、ガス、水道の事業者からすると、保護の実施機関に提供を求められたからといって必ずしもお渡しする義務はない。もちろん本人の了解があれば渡しても構わないが、本人の了解があれば、先ほど述べたような支援ができるので、あえて法令上の手当てをするものでもない。

(高橋部会長) あえて払わずに電気、ガス、水道を止められても頑張っているという方がいて、それが保護の目的からすると阻害要因になっているのではないかという点でこのような提案があったが、この点についてはどのように考えているか。

(厚生労働省) 豊田市の提案は別にして、仮に電気、ガス、水道を全部止められて、払わないと言い張っている方がいたとすれば、保護の実施機関として支援したいということはあるのだろう。

単純にライフラインの料金を代理納付の対象に追加すると、被保護者の権利との衝突問題が出るため、このような事例に限って、法令に追加するということが可能かもしれないと思う。ただ、この場合でも、ライフラインの事業者からすると、料金は個人情報であり、第三者である自治体に渡せるのだろうかという別の法律問題がある。

(高橋部会長) 保護費から支払うべきものについて滞納されているので、特例的に法令上の根拠があれば、個人情報としてつなぐことは不可能ではないと思うが。

(厚生労働省) 仮に個人情報保護法の渡していいかどうかという部分がクリアできたとしても、逆に事業者が渡さなければならないという義務が直ちに生じるわけではないので、ライフラインの事業者に情報提供の義務を課すのかという法律問題もあると考えている。

(高橋部会長) 滞納処分をかける前に、自分の債権を回収するために必要な手段を尽くすのは事業者としては当たり前の経営努力であり、義務付ける必要はないのではないか。

(厚生労働省) 債権回収が必要だから、必ず個人情報である個人の額、使用量等を第三者である自治体に渡さなければならないとまで言えるのか。

(高橋部会長) 自治体に照会権限を付与すればよいのではないか。

(厚生労働省) 照会権限をかければ、義務とは関係なく進んで出すだろうということか。

(高橋部会長) そのとおり。

(厚生労働省) 検討してみないといけませんが、個人情報保護法上の問題がクリアされても拒否する自由は事業者にあり、照会権限について手当した上で、義務を課す必要はないという議論は成り立ち得る。

(高橋部会長) 私どもは皆行政法の専門家で、それほど違和感はない。行政法の専門家の方々の意見も聞いていただいて、そのような制度設計が可能かどうかということの検討を是非お願いしたい。我々も一律にという話ではなく、可能なところから導入するというのはあり得ると考えているので、是非専門的な検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 専門的な検討をやってみたい。ライフラインの料金という分かりやすい事例で提案いただいているが、どの範囲まで認めていくのかという議論もあって、高橋部会長がご指摘の生活破綻者の例は理解できる。

自治体における生活保護の運用の事例については、私どもは自治体とチャンネルを開いて議論している。具体的には毎年9月頃に実務者にいろいろな問題を相談する機会があり、代理納付の問題もその中に含まれており、この場を活用して整理させていただきたい。

(高橋部会長) そのような場等を活用して是非検討していただきたい。

(イ 生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化)

(高橋部会長) 金融機関は9割の回答が得られているということだが、提案団体のヒアリングで問題になったのは、中小企業者や個人事業主からは、なかなかかばかしい回答が得られないという点。金融機関についても、任意の協力依頼なので、回答の優先順位が低くて遅れがちと聞いているが如何か。事務局から支障事例を紹介していただきたい。

(三宅次長) 就労先は、対象者本人が退職しているため回答できないという例があったほか、中小企業では、体制の余裕がなく回答が得られないというのが多々挙げられている。金融機関は一般的に、業務の優先度の問題

として遅れが見られるとのことであった。

(高橋部会長) 金融機関は、本店一括照会の導入で、かなり前進したと受け止めているが、さらに踏み込んでいただくことが考えられないか。税法上は、国税徴収法第 141 条において、債権債務関係がある場合等については、納税滞納者については質問検査の対象になるということを知っているが、その点は如何か。

(厚生労働省) 金融機関は税務署の調査に回答義務があるという趣旨か。

(高橋部会長) 滞納処分の前提としてそういうものがあるという趣旨。

(厚生労働省) 滞納処分の手続の流れの中でのことか。

(高橋部会長) そのとおり。

(厚生労働省) 滞納処分の前提ということであれば、研究してみなければならない。生活保護も公的機関なので、徴収の流れの中で税法と同じような位置付けに金融機関を置くということはあるが、地方自治体の事務という観点のみではなく、金融機関も含めた民間事業者の御意見も是非聞く必要がある。その上で、総合的に判断いただくことではないか。

(大橋構成員) 地方自治体においては、調査への回答がなかなか得られないものが不正受給の案件と結びついてきたという事例があるため、その解決策として、税法の仕組みをモデルとして、このような権限を置くということは選択肢としてどうかという提案である。権限があるから積極的に行使するというようなことではなく、回答義務を履行させるような強制手段が背景にあれば、照会をかけた段階での対応も相当違ってくるのではないか。そして、自治体関係者の事務的なマンパワーの負担軽減にもなり、近年生活保護の受給世帯数が増加している状況で、そのような仕組みを作りたいという提案自体は理解できるようなところがあるように思うが如何か。

(厚生労働省) 同じ仕事をしている仲間としては、気持ちは理解できる。一方で、事務を進めるために非常に強い権限を後ろ盾に置くということ自体が法制的に妥当な選択なのかどうかというのは一考の余地はある。逆に言えば、そのような規定を置くということは、それが行使されても構わないのだということになるので、規定の対象になる事業者の意見も聞いていただいた上で総合的に判断をしていただかなければいけない問題である。

日々ケースワーカーの方々とも実務研究会などでやり取りさせていただいており、そのような場を通じて工夫していきたいと考えている。例えば、生命保険会社に対する照会様式を統一化して答えやすい様式にするなど、既に対応しているものもあるので、そのような取組を自治体と一緒に精一杯進めていきたい。

(厚生労働省) 中小企業を含めて民間事業者に対して収入の確認等のために照会する必要があるのではないかとこの指摘について補足させていただくと、そもそも保護の実施機関は本人に対して、収入等の状況について調査を実施する義務、また、調査を実施できるという権限が設けられている。また、官公署に対しては、それに対する回答義務があるという規定を設けているので、その調査を通じて、税務署に対して課税の状況を調査して、その回答を得ることで前年度分の収入についてチェックするという仕組みになっている。民間企業に対して調査を実施するというのは、そのような調査の裏を取るか、足りない部分を補足するものに限られるのではないか。

(高橋部会長) 生活保護法第 29 条第 2 項を指すという理解か。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) 生活保護法第 29 条第 2 項における官公署の長の中には税務署長も含まれるという理解か。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) そこで得られる情報というのは、事業主からの支払い調書のようなものも含まれるという理解か。

(厚生労働省) 基本は被保護者本人の課税状況に関する調査であり、前年度にどの程度の収入があったのかという点について、保護の実施機関が知り得ることができるという仕組みになっている。

(高橋部会長) それは被保護者本人に対する調査という趣旨か。

(厚生労働省) 本人に対する調査と併せて税務署に対して、本人に対してどれだけ課税されたかということを知ることができる。

(高橋部会長) その場合、別途雇用主から、被保護者本人に対してどれだけ支払ったという情報が集まってくるというわけではないのか。

(厚生労働省) そうではない。実務上は、課税調査により、前年度にこの程度の収入があるということを知り、本人に対して仮に申告されていないような収入があるということであれば、これを突きつけた上で収入を出しなさいという形で収入について本人からの提出を求めていくという形になる。

(三宅次長) 課税されているような適正な企業であればそれでわかるのだが、そうではなく事実上賃金に当たる

ようなものをもらっているというケースがあり、その場合、やはり企業に当たらないといけない。そのような場合の調査がなかなか困難という事例がある。

(厚生労働省) その企業が課税されていない脱税企業という別の問題にもなるので、税務署も一緒になって指導していただくということになるのではないかと。

(三宅次長) 生活保護サイドで、そのような事例を発見した場合、情報提供していただければいいのではないかと。

(厚生労働省) 税務当局にそのように要請したい。

(高橋部会長) 滞納処分との類比からは、不正受給の端緒があった場合について限定的に回答義務を要求するという仕組みもあり得るのではないかとと思うが如何か。内閣法制局等の先例との対応というのが非常に重要なのは私もわかっているのですが、そのような意味で国税滞納処分に準拠したような形で、不正受給の対象があった場合については正確に把握するという強い調査権限を課すのは、政策上はあり得るのではないかと。

(厚生労働省) 不正受給という場面で考えれば、国税滞納処分の徴収の例によるということに対応できるので、提案いただいているような新たな法制度の仕組みを作らなくても、可能かもしれないが、そこは研究させていただきたい。

(高橋部会長) 立法措置がないと回答義務は課せないのではないかとと思うが、対応可能なものについては、その内容を通知で発出していただくということになるので検討していただきたい。

(厚生労働省) 不正受給というのは観念的にはその端緒というものを想定できるかもしれないが、収入の中身が分からないような事案が不正事案なのかの判断は難しい。仮にそういった規定を作ったとしても、運用するのに自治体が困るのでないかという心配がある。不正事案なのかどうかという挙証責任は自治体側にあるので、アイデアとしては非常に分かるが、実務面からは難しい問題があるのではないかと。

(高橋部会長) そのようなアイデアを投げかけたということで、検討していただけるとありがたい。

(厚生労働省) 税の滞納処分のプロセスとの関係というのは整理させていただきたい。

(大橋構成員) 不正受給という視点で取りかかるのが難しいというのは理解できるが、収入の確認が正確にできないと、この制度は始まらないし、保護費の正確な認定もできないので、そのような点を担保する措置として検討していただきたい。

(厚生労働省) 生活保護法の原理のみで世の中の全てが律されるものではなく、規制を受ける側の金融機関や中小事業者が、この問題についてどのように考えているのかということも含めての総合判断だと考えているので、その点については是非理解していただきたい。

(ウ 生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等)

(法務省) 破産手続は破産者に対する債権について、実体法上の地位に基づいて、<sup>[m1]</sup>債権者、破産者、債権者相互間で利害調整を図る仕組みである。破産法上、破産者に対して<sup>[m2]</sup>債権を持っている者がどういう扱いをされるかについては、基本的には実体法上、優先順位が高いものは破産法上も優先順位が高い。

御提案の生活保護法第 63 条の費用返還請求権、同法第 78 条の不正受給の場合の費用徴収権については、正確には厚労省にお答えいただくのがいいと思われるが、同法第 78 条については平成 25 年改正で国税徴収の例により徴収することができるということで手当てがされており、したがって、破産法上も特別な扱いがされ、通常の破産債権者とは異なり、破産手続によらないで徴収することが許されている。したがって、自治体において、少し誤解があるのではないかと。

他方、生活保護法第 63 条については、普通の債権と同様に扱われていると考えられる。これを生活保護法 78 条と同様に優先的に回収するような扱いにすることが可能かについては、生活保護法上の規定ぶりをどうするかによる。つまり、同法第 63 条の返還請求権を、同法第 78 条の不正受給の場合の徴収権などと同様に扱うということが、生活保護法上、きちんと手当てがされれば、破産法上は自動的に特別な扱いをされるということになっている。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく補助金の返還なども同じような扱いになっているので、このような扱いをすることが適切かどうかを社会福祉的な観点から御検討いただければ、我々として破産法上特別な地位を与えることについておかしいのではないかとというようなことを申し上げる立場にはないし、そういうことは十分あっていいのではないかと考えている。

(厚生労働省) 生活保護法第 63 条と同法第 78 条の違いについてだが、平成 25 年の改正のときに、第 78 条についてはきちんと公権力をもって取り立てるのだということで、国税滞納処分の例によるという規定の整備をした。

一方で、同法第 63 条については、判決も分かれており、認められた例、認められていない例がある。そもそもこれを同法第 78 条と同じような扱いで法制上の手当てができるのかどうかというのは十分検討してみなければならない点である。

具体的には、同法第 63 条の債権の中には、福祉事務所が保護費を算定誤りしてしまったという被保護者の責めに帰すことができないような事由による返還も多々含まれる。こういう性格のものについて、不正受給と同じように、国税滞納処分の例によることとしていいのかどうかというのは、よく検討してみなければ即断できない問題である。

(高橋部会長) まず、生活保護法第 78 条については、自治体のほうでもやり方に迷いがあるのではないかと。まずは同法第 78 条の扱いについては、積極的に実体法上の所管官庁である厚生労働省からお示しいただくことが適当と思うが、いかがか。

(厚生労働省) 今、御指摘があったので、これははっきり自治体のほうにも誤解がないよう、具体的にお示しさせていただきたい。

(高角参事官) 提案団体からは、78 条に関し、「国税徴収の例により徴収することができる」という規定について、例えば実際に国税徴収の例による徴収手続をとらないといけないのではないかとか、そういったところにも若干懸念を示されていたので、そのあたりも含めてお願いしたい。

(厚生労働省) 法務省から極めてクリアな整理があったので、これは法規定上明らかに破産法で優先債権になるということだから、それは自治体にお伝えしようと思う。

(高橋部会長) 生活保護法の改正に当たってコンメンタールは改訂されないのか。

(厚生労働省) 平成 25 年のときには、コンメンタールの改正はしていない。ただ、これは極めて自治体の日々の仕事にかかわることなので、やはりきちんとした事務連絡なり通知という形でお示しするのが筋だと思われるので、その辺を含めて検討させていただく。

(高橋部会長) ぜひともよろしくお願いしたい。

次が生活保護法第 63 条だが、これは確かに責めに帰すべき事由がない場合まではなかなか難しいかもしれないが、判例がまちまちで、かなり自治体も困っているのでも、法令上、責めに帰すべき事由がない場合以外については、きちんと取り立てることができる、というような法改正は検討する余地はないか。

(厚生労働省) 責めに帰すべき事由というのを置くのはできると思うが、実務を含めて、まさに置いたことによってかえって自治体に迷惑にならないかということも含めて検討する必要があると思うし、法制的にもなかなか難しいため、整理をさせていただく時間をいただきたい。

(高橋部会長) スケジュール感は。

(厚生労働省) いたずらに事を長引かせたりということは考えていない。

(大橋構成員) 生活保護法第 63 条についても、非常に切迫した環境がある中で生活保護を出したという後の返還されないことがあるという問題点が出ているので、参考にさせていただきたい。また、補助金の補助金適正化法で、補助金について余計に払って返還を命ずるという際にも国税滞納処分の例によることができる。こういったことを参照いただきながら御検討いただきたい。

#### <通番 16：地方社会福祉審議会の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 提案の趣旨が理解できるということは、基本的にはそのような形で法制度改正することについて、必ずしも障害はないという認識でいいか。

(厚生労働省) 法制的にどのような形が最も適切かというところは、十分に詰めてまいりたいが、提案の趣旨が実現できるような形で検討したい。

(高橋部会長) 児童福祉については、既に児童福祉法で、例外として、地方社会福祉審議会に審議させることができるという規定になっていると理解しているが、同じような建て付けは法制度上可能ではないか。

(厚生労働省) 条文の書き方については、様々な観点もある。論点を整理していきたいと思っていて、まだどうすべきと決める段階ではない。

(高橋部会長) 年末に閣議決定という形で一つの区切りを迎えているので、できれば閣議決定を踏まえて一括法という形で措置してもらおうことが、作業をスムーズに進める点では望ましい。年末の閣議決定をどのように意識されているか。

(厚生労働省) スケジュールを踏まえ、対応できるように検討してまいりたい。

(大橋構成員) 本提案は、地方社会福祉審議会で、三障害を一体として議論できるようにするとともに、精神障害者福祉に関して審議する従前の地方精神保健福祉審議会も併存する形でお願いしたいということだが、その点についても御理解いただけるということか。

(厚生労働省) まさにそういう形にするべきという判断。精神障害者の関係は、もちろん障害者福祉の分野も重要だが、精神保健、精神医療という問題もあるので、三障害共通の障害者福祉を議論する土俵ができたとしても、精神保健、精神医療については、別途議論する場が必要になる。精神保健医療と精神障害者福祉の連携も重要なコンセプトなので、両方併存するような形が基本ではないかと考える。

(伊藤構成員) 精神障害者福祉に関しては、地方社会福祉審議会に統合したいということなのだが、精神障害者保健に関しては、別途審議会を置くことになる。大橋構成員の発言にもあるように、両方重複して置くというパターンもあれば、切り分けを現行と変えるというような提案もあり得ると思う。精神保健福祉審議会の場合、審議会自体の必置規制が外れているので、自治体それぞれの事情に応じて、組織形態等はフレキシブルにできるような形で制度改正をお願いしたい。

(厚生労働省) 組織の在り方は自治体によって、できるだけフレキシブルに考えていただけるような格好が望ましいのではないかと考えている。

(高橋部会長) そのような法改正を目指していただきたい。また、技術的助言なども同時に発出していただければ、受け止める方としても紛れがないと思うので、そのような点も含めて検討をお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)